

様式第 4 号（第 7 条関係）

パブリックコメント募集案件概要書

【案件名：つくば市国土強靱化地域計画[改定版]（案）】

つくば市市長公室危機管理課

○ 計画等を必要とする背景・提案に至るまでの経緯

つくば市国土強靱化地域計画の計画期間はおおむね 5 年（令和 3 年度から令和 8 年度まで）となっており、先に改定された国及び県の計画内容を踏まえて改定するもの

○ 他の自治体の類似する計画等の事例

茨城県内全 44 市町村にて策定済み

○ 未来構想における根拠又は位置付け

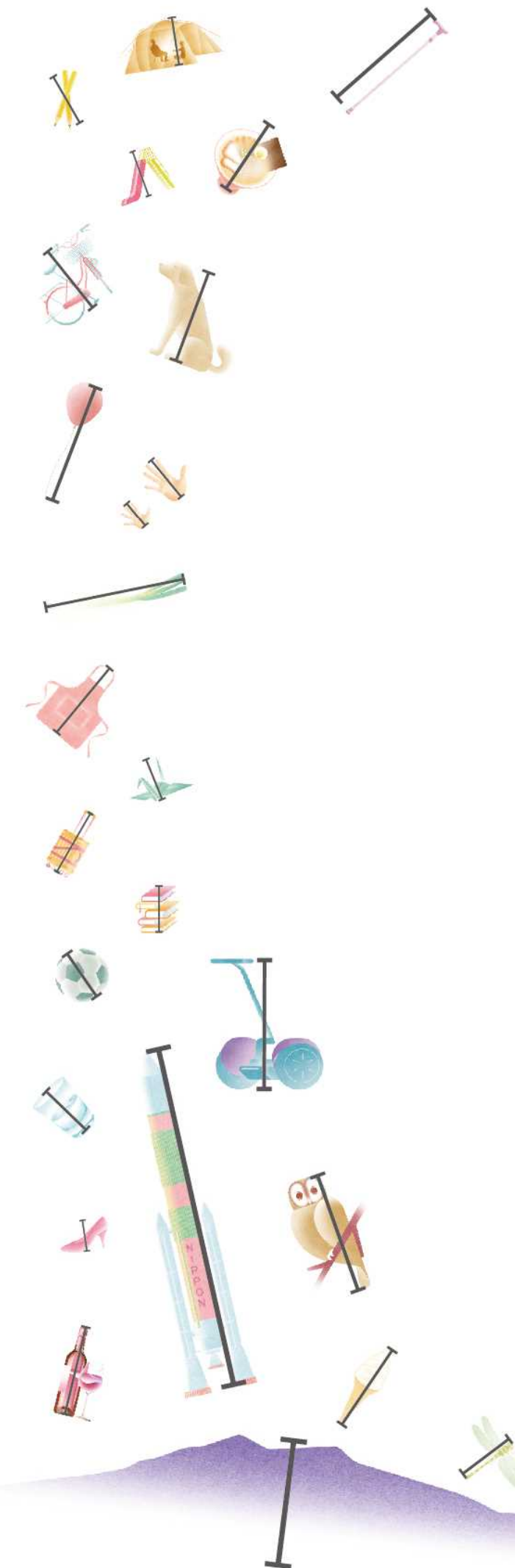
未来構想との調和を図り、「つくば市地域防災計画」をはじめとする分野別計画を傘下とする

○ 関係法令、条例等

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法

○ 計画等の実施により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む。）

国基本計画及び県地域計画に基づき、大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、事前の防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施する



I つくば市 国土強靱化 地域計画(素案)

概要版

令和8年(2026 年) 月

[対象期間]

令和8年度(2026 年度)から

令和 13 年度(2031 年度)まで

I これからの
やさしさの
ものさし
つくばSDGs

目 次

計画策定の趣旨、位置づけ	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
国土強靱化地域計画の基本的な考え方	3
1 国土強靱化の基本目標	3
2 計画で対象とする災害	3
脆弱性の分析	4
1 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定	4
2 脆弱性の分析の考え方	4
3 施策分野の設定（個別施策分野・横断的分野）	4
4 脆弱性の分析	5
5 リスクへの対応方策	5
6 重点化するリスクシナリオの選定	5
計画の進捗と進捗管理	5
1 計画の推進期間及び見直し	5
2 施策の進捗管理と PDCA サイクル	5
<資料> 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)と対応方策	6

計画策定の趣旨、位置づけ

1 計画策定の趣旨

近年、我が国では、平成 23 年(2011 年)3月の東日本大震災や平成 28 年(2016 年)4月の熊本地震、令和6年(2024 年)1月の能登半島地震のほか、毎年のように台風・豪雨災害等の大規模災害が発生しており、予想外の事態に対する社会の脆弱さが明らかとなっている。

国においては、近年の大規模災害から得られた教訓を踏まえ、災害発生後に事後対策を行うことの繰り返しを避け、平時から必要な事前防災及び減災、迅速な復旧復興等に係る施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成 25 年(2013 年)12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下、「基本法」という。)」が公布・施行された。また、平成 26 年(2014 年)6月には、同法に基づく計画等の指針となる「国土強靱化基本計画(以下、「基本計画」という。)」が策定され、平成 30 年(2018 年)12 月、令和5年(2023 年)7月に変更が行われている。

茨城県においては、市町村や関係機関相互の連携の下、県の国土強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進し、安心して暮らし続けられる社会を実現するため、平成 29 年(2017 年)2月に「茨城県国土強靱化計画(以下、「県計画」という。)」が策定された。その後、県計画は令和4年(2022 年)3月の改定を経て、さらに、基本計画、茨城県総合計画の改定、また直近の大規模災害における課題等を踏まえ、令和8年(2026 年)3月に改定が行われた。

つくば市国土強靱化地域計画は、基本計画及び県計画に基づき、大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、事前の防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するものである。本計画の当初の推進期間は令和3年度(2021 年度)から概ね5年間であった。今般、つくば市未来構想・第3期つくば市戦略プランとの整合を図りつつ、基本計画及び県計画の改定を踏まえ、本計画を見直すこととする。

2 計画の位置づけ

(1)国及び県の計画との関係

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定し、国の基本計画及び県計画と調和を保つものとする。



図 基本計画及び県計画との関係

(2)市の各種計画との関係

本計画は、「つくば市未来構想・第3期つくば市戦略プラン」との調和を図り、「つくば市地域防災計画」をはじめとする分野別計画を傘下とするアンブレラ計画として策定する。

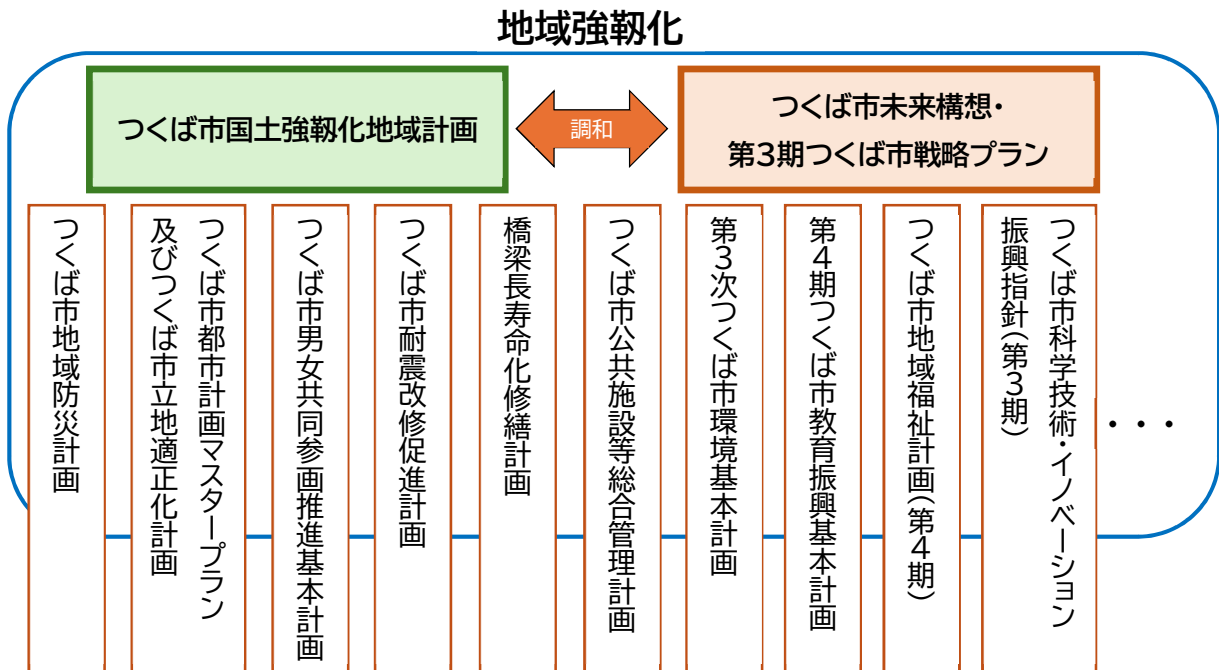


図 本計画の位置づけ

国土強靱化地域計画の基本的な考え方

1 国土強靱化の基本目標

国の国土強靱化基本計画(令和5年(2023年)7月)及び国土強靱化年次計画2025(令和7年(2025年6月))では、「国土強靱化政策の展開方向として、①「国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理」、②「経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化」、③「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」、④「災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化」、⑤「地域における防災力の一層の強化」が示されている。本市においても、国土強靱化政策の展開方向を踏まえ、施策を推進していく必要がある。

このような背景に基づき、いかなる大規模自然災害が発生しても市民の生命、財産を守り、経済社会活動に致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を兼ね備えることで、生活の安全がしっかりと確保され、安心して暮らし続けられる社会の形成を目指す。

<国土強靱化の基本目標>

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

2 計画で対象とする災害

本市に影響を及ぼすリスクとして、自然災害のほかに、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されるが、国の基本計画が首都直下地震や南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や風水害など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を想定していることを踏まえ、本計画においても、当面、大規模自然災害を対象とする。

なお、単独での発生だけでなく、地震後に豪雨・台風等が発生するなど同時あるいは連続し、複合災害として発生することで、より甚大な被害をもたらす可能性があることにも留意する必要がある。

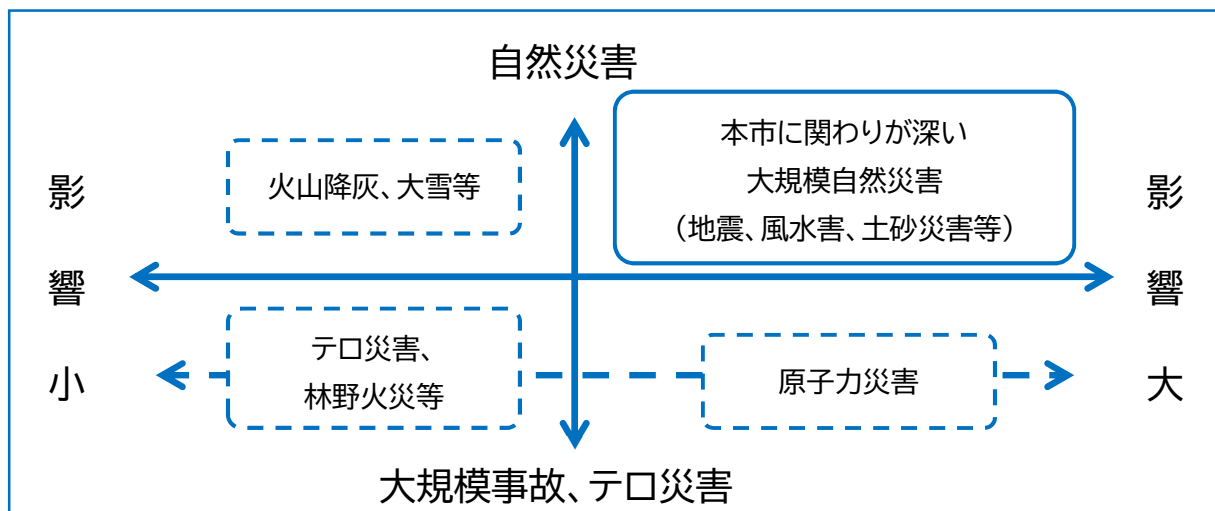


図 対象とする災害のイメージ

出典：茨城県『茨城県国土強靱化計画』(令和8年(2026年)3月)をもとに作成

脆弱性の分析

1 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定

本市においては、国の基本計画及び県計画を参考に、本市の特色等を勘案し、6つの「事前に備えるべき目標」と、その目標の妨げとなるものとして、30 の「リスクシナリオ」を設定して評価を行った。設定した6つの「事前に備えるべき目標」と 30 の「リスクシナリオ」は、P5～8の資料に示したとおりである。

2 脆弱性の分析の考え方

脆弱性の分析は、国や県が実施した手法を参考に、以下の図に示すとおり、①～⑤の手順に沿って脆弱性の分析を行い、強靱化のための対応方策を策定する。

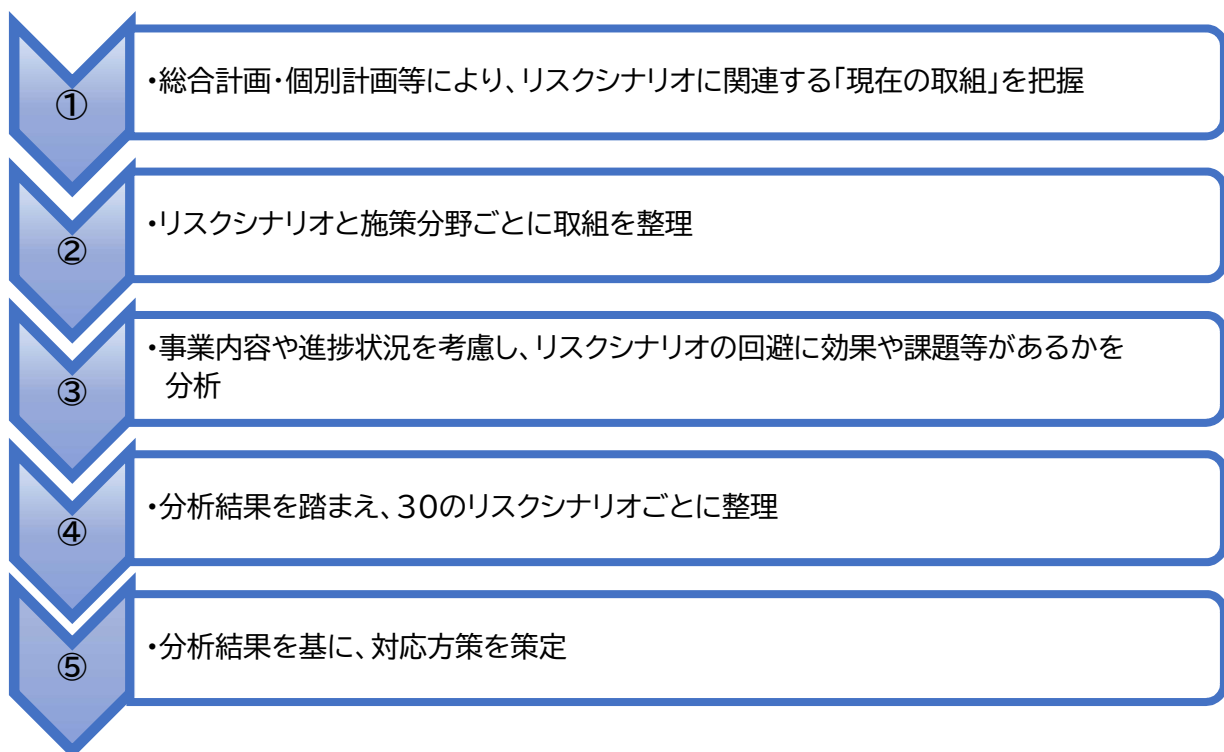


図 脆弱性の分析における検討の流れ

3 施策分野の設定(個別施策分野・横断的分野)

本市においては、国の基本計画及び県計画をもとに、7つの個別施策分野と6つの横断的分野を設定した。

表 施策分野の設定

個別施策分野	横断的分野
① 行政機能／警察・消防／防災教育等	⑧ リスクコミュニケーション
② 住宅・都市・住環境	⑨ 人材育成
③ 保健医療・福祉	⑩ 官民連携
④ 産業・金融	⑪ 老朽化対策
⑤ 情報通信・交通・物流・エネルギー	⑫ 研究開発
⑥ 農林水産	⑬ デジタル活用
⑦ 国土保全	

4 脆弱性の分析

30 のリスクシナリオごとに、それを回避するための現行の施策を抽出し、施策ごとの達成度や進捗度などを踏まえて、現行の取組で対応が十分か、どのようなリスクが発生しうるかについて脆弱性の分析を実施した。

5 リスクへの対応方策

脆弱性の分析結果に基づき、リスクシナリオを回避するために、必要な対応方策を整理した。

6 重点化するリスクシナリオの選定

本計画においては 30 のリスクシナリオに対応する施策群を構成する基本項目を対象に、緊急性や優先度を総合的に判断し、13 の重点化すべき施策群(重点プログラム)を設定した。

計画の進捗と進捗管理

1 計画の推進期間及び見直し

今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画の推進期間は令和8年度(2026 年度)から概ね5年間を1タームとする。計画の見直しは、つくば市未来構想・第3期つくば市戦略プランと整合を図りつつ、令和 32 年度(2050 年度)まで継続して推進する。また、施策の進捗状況等に応じて、個別施策の指標や取組等を更新する。

2 施策の進捗管理と PDCA サイクル

本計画では、それぞれの施策について進捗管理を行うとともに、PDCA サイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて改善を図りながら、強靱なつくば市の実現を進める。

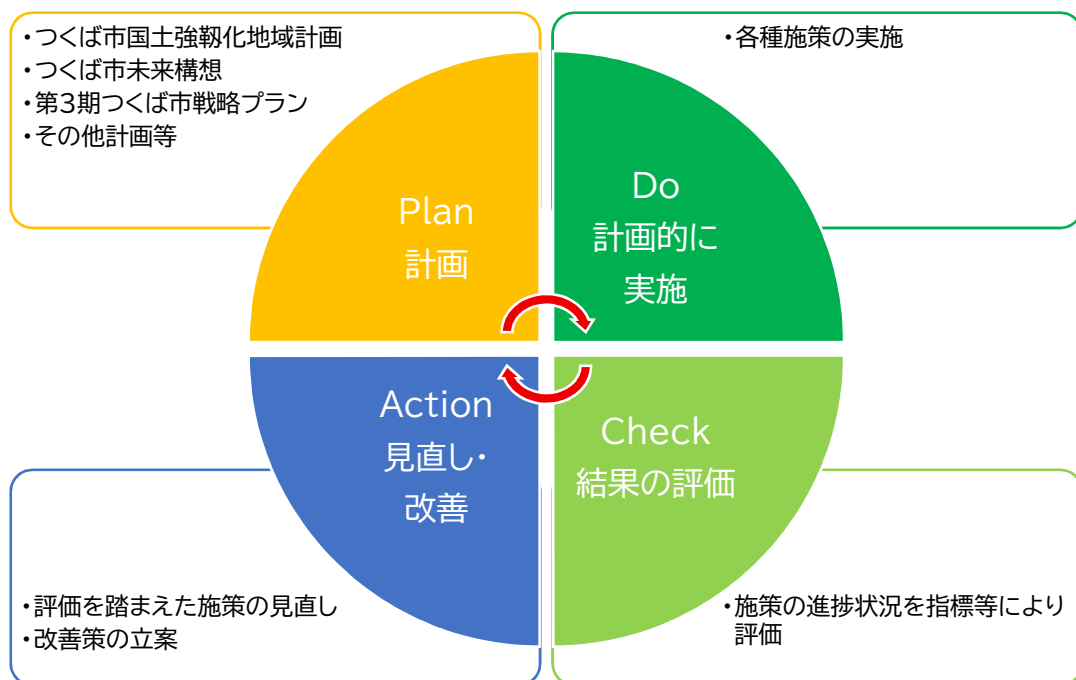


図1 PDCA サイクル

出典:茨城県『茨城県国土強靱化計画』(令和8年(2026 年)3月)をもとに作成

<資料>起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)と対応方策

事前に備えるべき目標(6)	起きてはならない最悪の事態(30)	主な施策
(1)あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ		
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	①住宅・建築物等の耐震化等 ②公共建築物の耐震化 ③公共施設等の老朽化対策 ④沿道建築物の耐震化 ⑤大規模盛土造成地の耐震化対策 ⑥下水道施設の耐震化 ⑦下水道施設の改築更新 ⑧空家等の対策 ⑨家具類等の転倒防止対策 ⑩ブロック塀等の倒壊防止対策 ⑪緊急輸送道路等の整備 ⑫地域防災力の強化 ⑬防災訓練の実施 ⑭災害対策本部機能の強化 ⑮都市公園の整備等 ⑯防災拠点の整備・強化 ⑰駅周辺・市街地の整備 ⑱学校における防災教育 ⑲宅地耐震化等 ⑳避難行動要支援者対策 ㉑防火対策
1-2	地震に伴う建物の密集している地域の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	①防火対策 ②消防・救急体制の充実 ③消防水利の確保 ④火災情報の収集・伝達体制の確保 ⑤地域防災力の強化 ⑥防災訓練の実施 ⑦住宅・建築物等の耐震化等 ⑧学校における防災教育 ⑨都市公園の整備等 ⑩市街地整備等 ⑪宅地耐震化等 ⑫医療機関の防火対策 ⑬緊急輸送道路等の整備 ⑭避難行動要支援者対策 ⑮災害対策本部機能の強化 ⑯公共建築物の耐震化 ⑰水道事業における協力体制 ⑱広域連携体制の整備 ⑲消防等の災害対応力の強化 ⑳上水道施設等の整備
1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水及び暴風・竜巻による多数の死傷者の発生(農業用ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)	①広域連携体制の整備 ②流域治水プロジェクト ③自然災害時に車中泊できる防災拠点の整備(大規模な駐車場の整備) ④多目的広場の整備 ⑤洪水ハザードマップの周知、見直し ⑥避難確保計画の作成 ⑦下水道施設の設置(浸水対策) ⑧災害情報等の収集・伝達体制の確保 ⑨河川占用物の老朽化対策 ⑩幹線道路における回路の確保 ⑪ため池、農業水利施設等の防災対策 ⑫河川の整備 ⑬地域防災力の強化 ⑭防災訓練の実施 ⑮避難情報の発令基準の周知及びマイ・タイムラインの普及 ⑯学校における防災教育 ⑰下水道施設の耐震化 ⑱消防団員の水防技術の取得・向上 ⑲災害対策本部機能の強化 ⑳防火対策 ㉑消防等の災害対応力の強化 ㉒災害に強いまちづくりの推進 ㉓避難行動要支援者対策
1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)による多数の死傷者の発生	①避難確保計画の作成 ②ため池、農業水利施設等の防災対策 ③災害情報等の収集・伝達体制の確保 ④地域防災力の強化 ⑤防災訓練の実施 ⑥総合的な土砂災害対策の推進 ⑦災害対策本部機能の強化 ⑧避難情報の発令基準の周知及びマイ・タイムラインの普及 ⑨防火対策 ⑩広域連携体制の整備 ⑪消防等の災害対応力の強化 ⑫学校における防災教育 ⑬災害に強いまちづくりの推進 ⑭市街地整備等 ⑮宅地耐震化等 ⑯避難行動要支援者対策 ⑰洪水ハザードマップの周知、見直し ⑱流域治水プロジェクト

…重点化プログラム

(2)救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	①消防・救急体制の充実 ②消防水利の確保 ③多目的広場の整備 ④地域防災力の強化 ⑤広域連携体制の整備 ⑥消防等の災害対応力の強化 ⑦避難行動要支援者対策 ⑧緊急給油対策 ⑨緊急輸送道路等の整備 ⑩業務継続体制の整備 ⑪災害対策本部機能の強化 ⑫物資の備蓄・更新、調達・提供体制の整備 ⑬公共建築物の耐震化 ⑭防火対策
2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	①医療関係者等の連携強化 ②地域医療の充実 ③緊急輸送道路等の整備 ④病院における業務継続体制確保の促進 ⑤医薬品等の供給体制整備 ⑥緊急給油対策 ⑦災害対策本部機能の強化 ⑧物資の備蓄・更新、調達・提供体制の整備 ⑨公共建築物の耐震化 ⑩水道事業における協力体制 ⑪広域連携体制の整備 ⑫消防等の災害対応力の強化 ⑬医療機関の防火対策
2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	①自然災害時に車中泊できる防災拠点の整備(大規模な駐車場の整備) ②多目的広場の整備 ③避難所生活の改善 ④住宅・建築物等の耐震化等 ⑤物資の備蓄・更新、調達・提供体制の整備 ⑥災害ボランティア人材の育成・確保 ⑦地域防災力の強化 ⑧災害対策本部機能の強化 ⑨避難情報の発令基準の周知及びマイ・タイムラインの普及 ⑩水道事業における協力体制 ⑪広域連携体制の整備 ⑫消防等の災害対応力の強化 ⑬ため池、農業水利施設等の防災対策
2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	①市の衛生用品等の備蓄の見直し ②エネルギーの供給源の安定化 ③防災倉庫の整備 ④物資の備蓄・更新、調達・提供体制の整備 ⑤上水道施設等の整備 ⑥自己水源の確保 ⑦緊急輸送道路等の整備 ⑧緊急給油対策 ⑨災害対策本部機能の強化 ⑩水道事業における協力体制 ⑪広域連携体制の整備 ⑫消防等の災害対応力の強化
2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱	①帰宅困難者対策 ②避難所との分離設置 ③緊急輸送道路等の整備 ④物資の備蓄・更新、調達・提供体制の整備 ⑤都市公園の整備等 ⑥自転車の活用
2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	①物資の備蓄・更新、調達・提供体制の整備 ②地域防災力の強化 ③緊急輸送道路等の整備 ④避難所生活の改善 ⑤消防等の災害対応力の強化 ⑥避難情報の発令基準の周知及びマイ・タイムラインの普及 ⑦防火対策 ⑧河川占用物の老朽化対策
2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生	①予防接種の促進等感染症予防対策 ②公衆衛生の維持 ③避難所生活の改善 ④災害ボランティア人材の育成・確保 ⑤自然災害時に車中泊できる防災拠点の整備(大規模な駐車場の整備) ⑥市の衛生用品等の備蓄の見直し ⑦地域防災力の強化 ⑧住宅・建築物等の耐震化等 ⑨避難情報の発令基準の周知及びマイ・タイムラインの普及 ⑩物資の備蓄・更新、調達・提供体制の整備 ⑪ため池、農業水利施設等の防災対策

…重点化プログラム

(3)必要不可欠な行政機能は確保する

3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	①防犯対策の充実 ②地域防災力の強化 ③災害対策本部機能の強化 ④物資の備蓄・更新、調達・提供体制の整備 ⑤広域連携体制の整備 ⑥消防等の災害対応力の強化
3-2	市役所の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	①業務継続体制の整備 ②国の被災市区町村応援職員確保システムによる連携体制の整備 ③エネルギーの供給源の安定化 ④防災訓練の実施 ⑤公共建築物の耐震化 ⑥公共施設等の老朽化対策 ⑦災害復旧を担う人材の育成・確保 ⑧地域防災力の強化 ⑨緊急給油対策 ⑩災害対策本部機能の強化 ⑪物資の備蓄・更新、調達・提供体制の整備 ⑫広域連携体制の整備 ⑬消防等の災害対応力の強化 ⑭緊急輸送道路等の整備 ⑮洪水ハザードマップの周知、見直し ⑯流域治水プロジェクト ⑰総合的な土砂災害対策の推進 ⑱河川占用物の老朽化対策

(4)経済活動を機能不全に陥らせない

4-1	サプライチェーンの寸断等による市内企業の生産力・経営執行力低下による社会活動の維持への甚大な影響	①企業防災等の促進 ②緊急輸送道路等の整備 ③事業者の業務継続体制の整備 ④事業者への融資制度の整備 ⑤消防等の災害対応力強化 ⑥洪水ハザードマップの周知、見直し ⑦流域治水プロジェクト
4-2	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出	①企業との連携 ②研究機関等との連携 ③企業防災等の促進 ④有害物質対策等 ⑤消防等の災害対応力強化
4-3	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響	①災害発生時の公金支払の円滑化等 ②電子申請の活用推進等
4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響	①緊急輸送道路等の整備 ②ため池、農業水利施設等の防災対策 ③森林等の整備 ④園芸産地における非常時の対応能力向上 ⑤洪水ハザードマップの周知、見直し ⑥流域治水プロジェクト
4-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	①ため池、農業水利施設等の防災対策 ②水道事業における協力体制
4-6	農地・森林や生態系等の被害に伴うによる市土の荒廃・多面的機能の低下	①森林・農地等の適切な整備・保全 ②森林等の整備 ③ため池、農業水利施設等の防災対策

(5)情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態	①避難情報の発令基準の周知及びマイ・タイムラインの普及 ②災害情報等の収集・伝達体制の確保 ③エネルギーの供給源の安定化 ④避難行動要支援者対策 ⑤外国人に対する防災対策の充実 ⑥災害時における外国人の安全確保 ⑦地域防災力の強化 ⑧業務継続体制の整備 ⑨災害対策本部機能の強化 ⑩消防団員の水防技術の取得・向上 ⑪広域連携体制の整備 ⑫消防等の災害対応力強化
-----	--	--

…重点化プログラム

5-2	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止	①再生可能エネルギー等の導入によるレジリエンス強化 ②エネルギーの供給源の安定化 ③緊急給油対策 ④災害対策本部機能の強化 ⑤広域連携体制の整備 ⑥消防等の災害対応力強化 ⑦洪水ハザードマップの周知、見直し ⑧流域治水プロジェクト
5-3	都市ガス供給・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止	①再生可能エネルギー等の導入によるレジリエンス強化 ②エネルギーの供給源の安定化 ③緊急給油対策 ④洪水ハザードマップの周知、見直し ⑤流域治水プロジェクト
5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止	①上水道施設等の整備 ②自己水源の確保 ③下水道施設の耐震化 ④下水道施設の改築更新 ⑤下水道施設の設置(浸水対策) ⑥水道事業における協力体制 ⑦ため池、農業水利施設等の防災対策 ⑧洪水ハザードマップの周知、見直し ⑨流域治水プロジェクト
5-5	鉄道や高速道路等の基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響	①緊急輸送道路等の整備 ②鉄道の強靱化 ③自転車の活用 ④住宅、建築物等の耐震化等 ⑤洪水ハザードマップの周知、見直し ⑥流域治水プロジェクト
(6)社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		
6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	①ボランティア活動の支援体制の整備 ②国の被災市区町村応援職員確保システムによる連携体制の整備 ③消防・救急体制の充実 ④地域防災力の強化 ⑤災害復旧を担う人材の育成・確保 ⑥災害に強いまちづくりの推進 ⑦迅速な住家被害調査の実施等 ⑧災害ボランティア人材の育成・確保 ⑨研究機関等との連携
6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態	①ボランティア活動の支援体制の整備 ②国の被災市区町村応援職員確保システムによる連携体制の整備 ③消防・救急体制の充実 ④地域防災力の強化 ⑤災害復旧を担う人材の育成・確保 ⑥災害ボランティア人材の育成・確保 ⑦迅速な住家被害調査の実施等
6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	①災害廃棄物対策 ②物資の備蓄・更新、調達・提供体制の整備
6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	①地籍調査の促進 ②所有者不明土地の利用の円滑化等の促進 ③応急仮設住宅等の円滑な提供 ④迅速な住家被害調査の実施等 ⑤事業者への融資制度の整備 ⑥物資の備蓄・更新、調達・提供体制の整備
6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	①自主防災活動の促進 ②文化財の防災対策
6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響	①風評被害及びニーズに応じた正確な情報の発信 ②復興状況の積極的PR ③事業者への融資制度の整備 ④労働相談窓口の継続

…重点化プログラム

つくば市国土強靱化地域計画（概要版）

令和8年度(2026年度)～令和13年度(2031年度)

発 行／つくば市

発行年月／令和8年(2026年)9月

住 所／茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

電 話／029-883-1111(代表)

編 集／市長公室 危機管理課